

新発田市における屋外広告物設置について

～新発田市内に設置する屋外広告物の許可申請の手続きは、新発田市建築課が窓口です～

1 許可申請の手続きについて

(1) 広告物等表示(設置)許可申請

広告物を表示(設置)する際は、許可申請が必要です。設置場所や広告物の種類によって異なる許可基準が設けられています。許可申請を行い、許可書の交付を受けてから広告物の設置が可能となります。

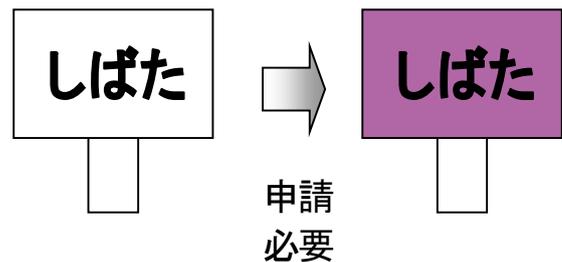
(2) 広告物等更新許可申請

広告物を許可期間満了後も継続して表示する場合は、更新許可申請が必要です。許可期間満了前までに手続きが必要となります。

(3) 広告物等変更(改造)許可申請

許可を受けた広告物を変更・改造する場合は、変更(改造)許可申請が必要です。また、広告物の規格(大きさ、高さ、設置場所など)を変更せず、表示内容(デザイン・文言・色など)のみを変更する場合でも変更(改造)許可申請が必要となる場合があります。

※広告物の一方向の面に対して掲出面積の2分の1以上の面積に係る色彩、意匠又は広告内容の変更を行う場合に必要となります。



※(1)(2)(3)いずれも事前に許可を受ける必要があります。許可申請前に事前相談を行っているので、お気軽にお問い合わせください。

2 広告物の色彩について

広告物に使用する色は、景観計画における景観エリアごとの色彩制限が適用されます。

歴史景観エリア・市街地景観エリア・自然景観エリア……彩度8以上の色の使用禁止

沿道景観エリア・駅前大通り景観エリア……彩度12以上の色の使用禁止

※広告物を設置される際は、使用される色について注意が必要です。

お問合せ先	新発田市建築課 景観行政係
電話(課直通)	0254-26-3557
メールアドレス	kenchiku@city.shibata.lg.jp

裏面へ続きます

3 屋外広告物の設置までの流れ

屋外広告物を設置するときには、表示(設置)する前に許可を受けなければなりません。

許可期間満了後も引き続き表示(設置)したいときは、更新手続きを行う必要があります。

さらに許可期間中に、規格やデザインなどの変更を行いたいときは変更許可申請が必要となる場合があります。申請手数料は、市担当窓口における現金による支払いまたは市指定金融機関などへの納入通知書による支払いとなります。

